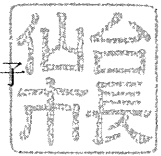


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 23 条第 1 項第 3 号の規定により、開発事業の承継についての開発事業廃止等届出書の提出がありましたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 3 / 日

仙台市長 郡 和子



記

1 引継ぎ後の事業者の住所及び氏名

住所 東京都中央区銀座二丁目 15 番 2 号 KRGinza II 7F

氏名 仙台太白太陽光発電所合同会社

代表社員 SHINSEN 一般社団法人 職務執行者 中川 真太郎

2 承継する開発事業の概要

名称 (仮称) 太白 CC 太陽光発電事業

種別 区画形質の変更、工作物の新築、水面の埋立等

目的 再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）を設置するため。

内容 現在ゴルフ場となっている地形を生かして、造成切盛土のバランスを取り土砂の搬出入が発生しない造成とし、区域内へ約 78,540 枚（約 51MW）のパネルを設置する事により、東北電力の送電線へ接続する。

位置 仙台市太白区秋保町境野字峠下 185-1

仙台市太白区秋保町湯元字太夫 134-1、134-2

仙台市太白区秋保町湯元字半銅平 3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、11、14、22、24、
36、42

面積 116.1206ha

協定の締結 令和 4 年 6 月 10 日

令和 6 年 3 月 5 日（変更）